**パワーハラスメント防止指針**

1. 職場におけるパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。パワーハラスメントにより人は仕事への意欲や自信を失い、ときには心身の健康や命すら危険にさらされます。またそれだけでなく、職場全体の生産性や意欲の低下など周りの人への影響や、企業イメージの悪化などを通じて経営上大きな損失につながります。当社はこのような職場におけるパワーハラスメントを絶対に許しません。
2. このパワーハラスメント防止指針は、当社で勤務する、役員、正社員、契約社員、パート・アルバイト、嘱託社員等、すべての社員が守るべき指針です。またパワーハラスメントの対象は、職場の社員だけでなく、顧客や取引先の社員や社員の親族も含みます。

また、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて行われるものは、上司から部下・後輩へだけでなく、同僚間及び部下から上司への行いも含みます。

1. 当社は以下のパワーハラスメントを許しません。
   1. 暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
   2. 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと
   3. 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
   4. 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等を行うこと
   5. 合理的な理由もなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕

　事を与えないこと

* 1. 私的なことに過度に立ち入ること
  2. 上記①ないし⑥に当たる行為を教唆、指示すること。
  3. その他前号に準ずる言動を行うこと

1. 相談窓口は次の通りです。相談者のプライバシーに配慮して対応いたします。相談したことをもって不利益な取り扱いは行いません。

　人事部　山田　太郎

　電話／メール　●●/●●

５．相談窓口に相談があった場合は必要に応じて、関係者から事情を聴取するとともに、必要な調査を行うことがあります。

以上